

令和2年3月16日

定時制保護者 様

埼玉県立越ヶ谷高等学校長 梶尾 勝則

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中の過ごし方について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため3月2日（月）より臨時休業となっております。下記に臨時休業中の生活について注意を挙げておきましたので、御家庭のルールなども併せてお話し合いになり、充実した生活を送れるよう御指導をお願いします。

記

1 不要不急の外出を控える。

新型コロナウイルスへの感染リスクを減らすために、軽い風邪症状でも外出を控えましょう。また、規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベント等にできるだけ行かないようにしましょう。

2 規則正しい生活を送る。

不規則な生活をするとう、新年度に学校へ来るのが面倒になります。毎日の生活の中で何か目標を持ち、規則正しい生活を心掛けてください。

3 夜間外出に注意する。

埼玉県青少年健全育成条例により、18歳未満の青少年は23時～翌朝4時まで深夜出歩くことが制限されています。また、23時前でもゲームセンターやカラオケボックス・漫画喫茶やインターネットカフェなど青少年が集まりやすい場所に入入りしていると、トラブルに巻き込まれる可能性があります。立ち寄らないようにしてください。

4 交通事故に注意する。

近年、高校生による自転車運転中の交通事故が増加しております。被害者になるだけでなく、加害者になり死亡事故につながった例もありました。

また、平成27年6月の道路交通法の大幅な改正・施行により自転車運転の危険行為がより明確化され、処罰等も厳しくなりました。危険行為は絶対にしないようにしてください。

5 携帯電話やスマホ・パソコンの使用に注意する。

近年SNSで、他人に対する悪口、陰口、根拠のないうわさ話などが発信されることが社会的に問題となっています。またSNSで無意識に個人情報を発信することによるトラブルや「出会い系サイト」を利用した異性交遊などの問題が多発しています。

このようなトラブルを防ぐため、有害サイト等にアクセスしない、個人情報をおやみに発信しないなど自己防衛に努めてください。

6 飲酒や喫煙、薬物・危険ドラッグなどは絶対に行わない。

飲酒や喫煙が若者の発育に害があることや20歳未満の未成年に禁止されているという法律は誰でも知っていることです。家の中なら良いなどといった甘いルールは捨て、飲酒・喫煙はしない強い意志を持ってください。

また、薬物に手を出す若者が増えています。軽い気持ちが大変な事態に発展します。絶対に使用しないでください。1回でも使用すれば薬物乱用です。また、薬物は持っているだけで罪に問われます。

7 自身の安全を確保する。

春になると、不審者による被害が増えてきます。まずはできるだけ1人で行動しないようにしてください。明るい道を通って帰るなど、防犯に努めてください。また、防犯グッズや防犯アプリなども活用しましょう。

○何かあった場合は学校へ御連絡ください。

○春季休業中、トラブルや事件に巻き込まれた・交通事故にあったなどの場合は、すぐに警察へ御連絡ください。 越谷警察署 048-964-0110

担 当 埼玉県立越ヶ谷高等学校
副校長 久保 健丸

T E L 048-965-3421

F A X 048-960-1184